

【参考和訳】 Insurance Accounting Newsletter 第 16 号

2010 年 7 月

土壇場での収斂

国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)は 6 月、通常の月齢会合に加え、3 回の臨時会合を開きました。臨時会合(6 月 1 日・10 日・23 日)と定例会合(6 月 15~17 日)では、合計 18 時間を費やして、保険会計についての協議が行われました。この動きは、IFRS4 フェーズ II の公開草案(ED)を完成させようという両審議会のコミットメントを明確に示しています。これらの会合の成果は非常に大きなもので、両審議会は、長く続いていた主要な意見対立の多くを解消しました。本稿の印刷時点では、ED に関する両審議会の議決に先立って、審議会の公開会合がさらに開かれる予定はありません。

特に重要なのは、新契約費及び有配当性契約といった重要な問題に関して得られた合意です。FASB と IASB のあいだに残っている主な相違点は、唯一、測定モデルにおいて(キャッシュ・フローに)内在する不確実性を反映させるためにリスク・マージン・アプローチを用いるべきか否かという点のみとなっています。しかし FASB は、(FASB 案について)アナリスト及び保険会社と協議中であり、(FASB 案については)、米国会計基準の草案としてではなく、独立した討論資料として IFRS 草案に含まれる本文の位置付けで(the text included in the draft IFRS as a separate discussion paper)発表することを選ぶかもしれないと示唆しています。

以下、6 月に行われたさまざまな会合における両審議会の合意点の要旨を紹介します。

新契約費

FASB は、IASB の立場に歩み寄ってきました。残余マージン若しくは複合マージンは、契約時の増分新契約費の額だけ減額されます。これは、負債の測定の際、新契約費をキャッシュ・フローに含めるか、または契約時のマージンの測定値から、新契約費に係るキャッシュ・フロー(相当額)を除外することにより実現されます。

アンバンドリング

両審議会は、新しい会計基準のもとで、保険者は「契約者が、保障された保険カバー(guaranteed insurability)を失うことなく、また保険事故(insured event)の発生という事実を待たずに、契約者の投資を償還(redeem)あるいは回収する(withdraw)ことが可能な場合、または給付額が、基本的には金融要因の変化に基づいて変動する場合には、契約をアンバンドルする」ことが義務づけられるという点で合意しました。

表示

両審議会は暫定的に、ED における望ましい損益計算書の表示の方法として、補助的な情

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

報開示を伴う要約マージン・アプローチ(summarised margin approach)を含めることに合意しました。このアプローチについては、コメント募集期間(consultation period)の間にフィールド・テストを行い、このテストの結果と、回答者からの意見を考え合わせたくて、新たな保険会計基準で採択される最終的な表示アプローチが決定されることとなります。

有配当性契約

- 両審議会は、有配当性は関連する保険契約と一体のものであり、従って、この有配当性は、(将来の) キャッシュフローの見積り(estimation)の際に考慮することで合意しました。
- しかしながら、依然として IASB だけは、裁量的有配当性 (の特徴) を有し、有配当保険契約と同一の資産プールを共有する投資契約を、保険会計基準の対象とすることを支持しています。
- これらの金融商品に係る契約の境界は、契約者がそれ以上の配当給付を受ける権利を持たなくなった時点と定義されます。

リスク調整手法

- 両審議会は、リスク調整の目的の表現について「最終的な履行キャッシュフロー(fulfilment cash flows)が予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額」とすることで合意しました。
- 両審議会はスタッフに対し、提案されている 3 つの許容される技法 (信頼区間(confidence intervals)、条件付テイル期待値(conditional tail expectations)、資本コスト(cost of capital)) に関する適用ガイダンス指針をまとめるよう要請しました。

キャッシュ・フロー

- 両審議会は、第一のビルディング・ブロックとして見積もられる(estimated)キャッシュフローの定義を「保険契約の履行のために不可欠なすべての将来キャッシュフロー」という新たな表現にすることで合意しました。
- (未経過保険料アプローチを用いて測定したものを含む) 保険契約の簿価(carrying amounts of insurance contracts)は、外貨建て取引の観点からは、貨幣性項目として分類されます。この決定により、現在 IFRS4 のもとで存在する会計上のミスマッチは解消されず。

購入再保険

- 購入された再保険契約から生ずる(再保険)資産の(当初測定)評価原則が変更され、再保険利益の計上 (ネガティブ・マージン (の計上) の禁止) のみが義務づけられるようになりました。(訳者注: 再保険者に対して支払われる再保険料が、ビルディング・ブロック・アプローチで測定される出再者の再保険資産を上回る場合には、当該差額は残余マージン

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

又は複合マージンとされるが、当該差額が負数の場合には、出再者側において即時に利益として認識される。)

● IASB は、(再保険者が出再者に対して支払う) 出再手数料に対して正味キャッシュフローアプローチを採用することを選好しているため、些細な違いは残っています。IASB が支持するモデルでは、出再手数料は、(出再者が再保険者に対して支払う) 再保険料(**premium paid**)から控除される取扱いになります。FASB は総額キャッシュ・フロー・アプローチを支持しており、このアプローチでは、出再手数料は新契約費を相殺する分だけ収入として扱われ、その残余のみが再保険料から控除すべき要素として分類されます。

以下の各節では、以上の項目を順番に詳説していきます。

新契約費

FASB は、IASB の見解を支える論理を受け入れ、保険契約の契約時測定においては、残余／複合マージンを、(ポートフォリオ・レベルではなく個々の契約レベルで算定された) 増分新契約費の額だけ減額する (ただし(それらのマージンが)マイナスにはならない範囲で) という形で較正すべきであるという点に合意しました。

発生した新契約費のすべてが保険契約にダイレクトに関連するものであり、且つ、当該契約に関して発生した増分費用(**incremental**)である場合には、保険者は、契約時損益が生じないよう、発生した費用と同額の収益を認識することになります。それ以外のすべての場合には、較正によって、発生した新契約費全体の一部のみをカバーするような収益が認識され、結果として、保険者は、契約を販売した時点において、新契約費のうち、増分費用ではなく、又、保険契約の販売に直截的に関連しない部分 (例えば販売間接費) に相当する額については会計上損失を計上することになります。

また両審議会は、新契約費が他の当事者から回収可能である場合には、保険者はかかる回収権を資産として認識するという点で合意しました。

両審議会が行った長時間にわたる議論により、契約時の較正については重要な合意がすべて実現しました。しかし、問題もいくつか生じており (例えば成功若しくは失敗した販売コストをどのような会計処理するか)、これについては、草案作成プロセスの(ED に関して両審議会が)議決を行う前のフェーズのあいだにスタッフが最終的な結論を出すことになっています。

アンバンドリング

アンバンドリングに関する合意を得るために、5月、スタッフに対し、一つの保険契約に含まれる要素を分離するための原則をさらに発展させるよう要請がありました。スタッフが作成した新たな資料に対しては、両審議会は「FASB の懸念に対処していない」と感じ、あまり高い評価は与えませんでした。しかし、その後の議論により、審議会のメンバーは以下のようなアンバンドリングの原則を策定することができました。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

「契約者が、保障された保険カバー(*guaranteed insurability*)を失うことなく、また、保険事故(*insured event*)の発生という事実を待たずに、契約者の投資を償還(*redeem*)あるいは回収する(*withdraw*)ことが可能な場合、または、給付額が、基本的には金融要因の変化に基づいて変動する場合には、契約をアンバンドルする」

両審議会は、この暫定的に決定された原則をもとに作成される議決前の ED における文言を改めて検討することで合意しました。ただし、この試みによって、期待されるような見解の一致が得られない場合には、「相互に依存しないすべての要素をアンバンドルする」ことを義務づけるというスタッフの原案に立ち戻り、コメント募集期間に行われるフィールド・テストを利用して、会計手法を完成させることで両審議会は合意しました。

表示

スタッフは、マージン・アプローチに基づく表示、または引受（計上）保険料(*written premium*)を収入として処理するアプローチに基づく表示を義務づけるか否かの判断を両審議会に全面的に委ねていました。

今月の協議によって、両審議会の過半数は、測定モデルとの整合性のある表示を選好していることが明らかになり、キャッシュフロー情報を示すような追加的な情報開示を伴う要約マージン・アプローチを支持する議決を行いました。

残余／複合マージンへの利息の付与

残余／複合マージンに利息を付与するか否かについては、以前、両審議会は反対の立場に立っていましたが、FASB の委員の一部は、ED の最終文案における収斂を実現するために、意見を変えて IASB の融合モデルを支持すると述べていました。残余／複合マージンに利息を付与することについて両審議会が合意する場合でも、依然として、利息を付与する場合の利率を算定するベースについて決定する必要があります。特に、この問題においては、利息付与のロジックを、マージンの体系的かつ合理的な収益への解放と整合させるために、利率を契約開始時に固定してしまうモデルか、あるいは利率は市場に連動するものとして、保険負債の測定の中心的役割を担うビルディング・ブロック会計モデルのうち第二のビルディング・ブロックと調和したものにするかという選択が生じることになります。今月の協議を観察したかぎりでは、審議会メンバーのほとんどは、この問題にたいして無頓着であるか、この二つの方式のいずれでもよいと考えているようです。(IASB の) 会長は、この問題を ED で提示し、新たな会計基準の完成に際しては、両審議会は回答者の選択に従うことで合意しました。

有配当性契約

異例のことですが、6月10日の会合において、スタッフは2つの審議会にそれぞれ別の提案を示しました。IASB に対しては、有配当性投資契約を保険会計基準に含める提案を、FASB に対しては、有配当性投資契約を金融商品会計基準に含める提案です。FASB はスタッフの提案に同意し、IASB は、サー・デビッド・ツイーディがスタッフ提案を支持する方に決定的な一票を投じたことにより、ようやくこの問題についての合意に達しました。

この暫定的な決定は、双方の立場を ED に盛り込み、どちらの方向を取るか、回答者が自由にコメントできるようにすることを条件としていました。

IASB はさらに、有配当性投資契約をどの程度まで保険会計基準の対象とするかについて検討しました。

IASB は暫定的に、有配当性保険契約が参加する資産プールと同じプールを共有するような投資契約のみを保険会計基準に含め、それによって、保険会計基準の対象とされる有配当性投資契約の範囲を、保険会社が発行しているものみに限定する (**thus restricting the scope inclusion to insurers issuing participating investment contracts**) というスタッフ提案を支持しました。また IASB は、こうした契約に関する契約の境界を、契約者がそれ以上の配当給付を受ける権利を持たなくなった時点までと定義することに合意しました。私ども (デロイト) は、ここで述べた契約の境界が適用されるのは、有配当性投資契約だけであり、有配当性保険契約については、契約に伴う配当受給権を参照しない通常の保険契約に関して定義される契約の境界を参考にして処理されるものと考えています。

リスク調整手法

6月10日の会合においてスタッフは、リスク調整額の測定に用いることが許される技法を制限することを意図した適用ガイダンスのドラフトを提案しました。この提案されたガイダンスは、IASB が支持する明示的リスク調整を伴うモデルにのみ適用されます。両審議会はこの段階では合意に達せず、(ED にて) 開示されるスタッフ資料の新たなバージョンを提示するよう求めました。ただし両審議会は、提案される測定技法は、すでに定義されている測定の目的を満たしている必要があり、また (資本コスト法等の) 資本測定を用いる場合には、規制上の要件よりも経済的な基盤に基づくべきであると指摘しました。

6月16日、両審議会はスタッフが修正した適用ガイダンスを検証し、かなりの協議を重ねた結果、リスク調整額の測定の目的を、「最終的な履行キャッシュフローが予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額」と修正すべきであるという結論に達しました。

一部の審議会メンバーは、新たな目的は「出口価格」の概念にきわめて近いものであると指摘しました。しかしメンバーの大多数は、出口価格の概念は、価格レベル決定のため (**to provide price calibration**) に外部市場に依存しており、更にリスク調整の目的が要求していない、サービス・マージン、自己信用リスクといった要因にも依存しているとして、(新た

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

な目的が、「出口価格」の概念に極めて近いという意見に)反論しました。

ネガティブ・マージンの問題は両審議会の懸念の的になっていましたが、スタッフは、そうした例はきわめて稀であると指摘し、両審議会は提案された測定の目的に同意しました。

審議会メンバーの大多数は、新たな目的のなかに比較可能性を高めるための追加的な原則(additional discipline)を盛り込むことを支持しています。

この目的を実現するために、彼らは提案されていた 3 つの計算技法 (信頼区間、条件付テイル期待値、資本コスト) を承認し、スタッフがこれら 3 つの方法に関する追加的な情報、更には、特に、どのような状況でどの方法を使うのが適切かという判断に関する適用ガイダンスを作成することに合意しました。ある審議会メンバーからは、この 3 つの技法は、リスクの質及び (保険者が払うリスクの) 価格 (注) (both price and quantity)ではなく、量のみを考慮しているのではないかという懸念が提起されましたが、両審議会はこの決定を確認しました。

(注) リスク調整額は、リスクの量(quantity)と保険者が「最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放される為に、保険者が合理的に支払であろう最大の金額」、即ち保険者自らの評価額(price)を掛けあわせて算定される。

キャッシュフロー

スタッフは、6月15日の会合で両審議会の検討を受けるべく、キャッシュフローに関する適用ガイダンスを提示しました。このガイダンスには、主に以下のような項目が述べられています。

- 保険契約の履行から生ずる将来キャッシュフローは、契約の測定に含めるべきである。
- キャッシュフローには、将来の潜在的契約を考慮することなく、保険契約を履行するためのコスト (直接及び間接コスト双方) の保険者自身の見積りを反映すべきである。
- 複製ポートフォリオ(replicating portfolio)が存在する場合には、かかるポートフォリオを保険負債の測定に用いるべきである。
- 報告日の時点での負債測定には、その日付現在の期待値(expectations)が考慮されるべきであり、その日付以降における経験又は事象、更にはその日付以降に生じた契約に基づくキャッシュフローを考慮すべきではない。(これらの報告日以降に発生した事象には、) IAS10 に定める後発事象(subsequent balance sheet events)に関する一般原則が適用される。

両審議会は、全体としてこの指針案はよくできていると感じてましたが、将来の契約から生じる将来事象に関する負債が認識されることのないよう、一部について修正・明確化をスタッフに求めました。さらに、後で解釈上の問題が発生するのを最小限に抑えるため、

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

現在履行価値(current fulfilment value)の主要原則を説明するガイダンスの表現は、(将来の契約から生ずる将来事象に関する負債は認識されないという)原則の表現と完全に軌を一にするものになるはずでず。

特に興味深いのは、FASBの一部のメンバーが、「スタッフのリストアップしたキャッシュフローに含まれているコスト候補の一部は、履行概念と十分に結びついていないのではないか」という彼らの見解について懸念を表明したことです。こうした懸念に関する議論を通じて、「履行(fulfilment)」に関する解釈が両審議会のあいだで異なっていることが浮き彫りになりました。FASBが文字通りの解釈を採っているのに対して、IASBは「契約固有のキャッシュフロー(a 'contract-specific cash flows)」ベースで履行を考えていたのです。この違いが確認できたので、両審議会はスタッフに対し、既存の履行概念を検証し、両審議会が合意できる定義を策定するよう要請しました。

6月23日に新たな表現が両審議会に提示されました。「契約の履行から生じる、流入・流出双方の将来キャッシュフローのすべてを、将来キャッシュフローの期待現在価値(the expected present value of the future cash flows)に含めるべきである」というものでした。両審議会はこのスタッフ案を受け入れず、議論の末、両審議会が合意できる履行の定義には、「保険契約から直接的に生じる将来キャッシュフローの増分」という概念を含めるべきであると判断しました。また両審議会は、この増分概念を含めることには、結果として異なる概念への乗り換え(transfer notion)をもたらすような意図は無く、保険会計基準に関してはあくまでも履行概念を用いることに変更はないとしています。

この見直しに基づき、FASBは、一部の事項について立場を変えることを示唆しました。FASBは特に、有配当性を第一のビルディング・ブロックに不可欠な要素として考えるというIASBのアプローチに暫定的に賛同することを決定しました。

有配当性契約の会計処理に関して唯一残っている相違は、有配当性を備えた金融商品をEDの範囲に含めるかどうかという判断です。IASBは、有配当性保険契約を販売している有配当性ファンドによって発行される(are issued from a participating fund that backs participating insurance contracts)場合に限り、有配当性の金融商品をEDの範囲に含めると決定しました。これに対しFASBは、有配当性を有する金融商品は金融商品会計基準に従って会計処理することを支持しました。

キャッシュフローについては、6月15日の会合において、もう一件、外貨建ての保険契約から生じる金額の分類(classification)及びその換算に関する決定が下されました。スタッフは、保険契約及び保険契約の各要素は、貨幣項目として分類されるべきであると提案しました。この分類基準に拠れば、保険者は貸借対照表に計上された外貨建ての金額を、当該貸借対照表日における外国為替レートで再測定する必要があります。両審議会は全員一致でスタッフ提案を支持しました。この決定により、保険契約から生じる一部の金額が非貨幣項目として処理され、貸借対照表日の外国為替レートを用いて再測定することができないこととされている現行のIFRS4のもとで見られる会計上のミスマッチが解消されるこ

とになります。

再保険

2月の会合の後、購入再保険の会計(purchased reinsurance accounting)に関して両審議会のあいだで協議すべき問題が2つ残されていました。

第一の問題は、再保険資産におけるネガティブ・マージンの取り扱いです。スタッフは、再保険契約資産の評価原則においては、再保険の利益を認識する会計処理(the accounting for reinsurance gains)を求めるべきであり、また、ネガティブ・マージンが測定の不正確さから発生しているのではない場合には、ネガティブ・マージンは直接損益に含めるべきであると提案しました。両審議会は、このスタッフ提案を支持しました。

第二の問題は、再保険の出再手数料(reinsurance ceding commissions)の取り扱いをめぐるので、これについては立場が別れていました。IASBは暫定的に、出再手数料を支払い出再保険料の減額として処理することを決定し、FASBは、出再手数料のうち(元受保険契約に係る)新契約費を相殺する分だけ収入として処理し、その残余のみを出再保険料の減額として処理分類することを支持しました。

こうした決定は、新契約費に関する新たな合意を参照しつつ再評価する必要があり、EDの議決用草案(the ballot draft of the ED)を完成させるなかで、両審議会が共通の方式に合意する可能性も考えられます。

出再手数料に関するIASBの立場は、新契約費について最近実現した意見の収斂に見られる精神に近いように思われます。

これからの予定

これからED発表までのあいだ、保険会計基準について協議するための公開会合は予定されていません。スタッフは現在、草案作成の仕上げにかかっており、今後数週間以内に(EDに関する両審議会の)議決が行われるはずです。望ましいのは、EDが7月末までに発表され、意見募集が4ヶ月間に亘って行われることです。リスク調整・キャッシュフロー・表示など、EDで提案されるいくつかの領域(aspects)についてはフィールド・テストが行われる予定です。

次回のウェブキャストとニュース・レター(articles)で、両審議会の提案内容、業界に与える影響、今後の動きについて十分な情報をお届けします。ご期待ください。

付表：これまでの暫定的決定のまとめ

暫定的に一致している見解	IASB 及び FASB
保険会計基準の適用範囲	<p>以下の各々については、保険会計基準の適用範囲から除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造会社、ディーラー、販売者が直接発行する保証。 ● リース契約に組み込まれた残存価値保証。 ● 製造会社、ディーラー、販売者が直接発行する残存価値保証。 ● 従業員給付制度に基づく雇用者の資産及び負債並びに確定給付型退職給付制度が報告する退職給付債務。 ● 企業結合において支払われる又は受け取られる条件付対価。 ● 固定手数料サービス契約
保険の定義及び重要な保険リスクの評価	<p>USGAAP における用語「補填(indemnification)」の代わりに IFRS4 の用語「補償(compensation)」を用いる。</p> <p>重要な保険リスクは、絶対額ではなく現在価値を用いて評価され、保険リスクの有無の判断(identifying)におけるタイミング・リスクの役割は、ある契約における重要な保険リスクを決定するための主要な条件ではなく欠格条件とする。</p>
測定目的及びアプローチ	<p>ビルディング・ブロック・アプローチを用いることについては両審議会は合意しているものの、アプローチにどのブロックを含めるべきか、という点が両審議会の対立点となっている。見解の相違の軸となっているのは、独立したリスク調整を使うべきか若しくは複合マージンを使うべきか、という点である。見解の相違の詳細については下記を参照のこと。</p>
測定アプローチ	<p>測定アプローチを保険契約全体に適用し、別個の資産及び負債の項目としてではなく、すべての権利及び義務を含めた一つの貸借対照表価額を算出する。</p>
測定目的	<p>測定目的は、保険契約に基く義務を履行するためのコストではなく、価値(value)を採用して説明する。</p>
契約の境界	<p>既存の契約は、保険者が、個別の契約について解約(cancel)または再引受／価格再設定を行い得る無条件の権利を得た時点で終了する。</p>
サービス・マージン	<p>明示的サービス・マージンは、測定アプローチには含まれない。</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

事後のマージンの取り扱い	残余マージンの損益への解放は、3つのビルディング・ブロックの事後における見積値の変化からは独立したものである。予定されている保険金／給付金の支払いパターンが、より適切な体系的かつ合理的な解放のパターンを提供する場合を除いて、残余マージンは、保険のカバー期間を通じて均等に解放される。
測定のためのインプットの利用	保険契約に関連する全ての利用可能な情報を利用する。金融市場変数の現在の見積りは観察可能な市場価格に整合していなければならない。
キャッシュフロー	<p>第一のビルディング・ブロックのもとで見積もられるキャッシュフローの定義は、「<u>保険契約の履行のために不可欠なすべての将来キャッシュフロー</u>」という表現にすべきである。</p> <p><u>未経過保険料手法を用いて測定したものを含む保険契約の貸借対照表価額は、外貨建て取引の観点からは、貨幣性項目として分類される。</u></p>
割引率	負債の特性（通貨・期間・流動性）に基づいた原則ベースのアプローチ。
利益の会計処理	保険契約の当初認識時における会計上の利益の認識の禁止。
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額は契約時損失として（as a day one loss）即時に認識する。
新契約費及び収入の認識	<p><u>すべての新契約費は、発生時に損益を通じて認識し、増分新契約費相当額の収益を契約時（on day 1）に解放することにより相殺する。</u></p> <p><u>契約負債の直接的な測定は、増分新契約費を控除したネットの受取対価に合わせて較正するか</u></p> <p><u>又は、</u></p> <p><u>契約開始時の残余マージンを算定する際に、増分新契約費を（将来の）契約キャッシュフローに含める。</u></p>
保険契約者の会計処理	保険契約者の会計処理（出再者によるものを除く）は、公開草案には含めないが、保険会計基準には含めるものとする。
表示方法	<p>引受保険料をベースとして収益を認識するモデルは除外。収益は、保険者が契約に従って履行を行った時に認識する。</p> <p>保険契約は、別個の資産及び負債の項目としてではなく、す</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	<p>すべての権利及び義務を含む純額として表示する。</p> <p>業績報告書（performance statement）の表示には、少なくとも以下の情報を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当該会計期間中（during the period）の期待マージンの解放。 ● 期待キャッシュフローと実際キャッシュフローの差異。 ● 見積もりの変動。 ● 投資マージン（すなわち、利息収益から保険負債の割引の割戻を差し引いたもの）。 <p>業績報告書の表示は、補足的な情報開示を伴う要約マージンアプローチに従う。</p>
<p>保険契約者の行動</p>	<p>保険カバレッジ(insurance coverage)に関連するオプション、フォワード及び保証（例えば、更新及び解約オプション）から生じる期待キャッシュフローは、別個の契約若しくは別個の顧客関連無形資産の一部ではなく、契約上のキャッシュフローの一部分とする。参照すべき独立した販売価格が入手できない場合には、これらのオプションを「ルック・スルー」して測定する。</p> <p>既存の保険カバーに関連しないその他のオプション、保証及びフォワードは、別個の契約の一部を構成するものであり、当該別個の契約を構成する諸条件に従って会計処理される。</p>
<p>デポジット・フロア</p>	<p>解約若しくは更新オプションから生じるすべてのキャッシュフローを第1のビルディング・ブロックに含める（従って、デポジット・フロアは採用しない）。</p>
<p>再保険</p>	<p>再保険者は保険者と同様の測定原則を用いる。</p> <p>出再者は、再保険に付された保険契約の負債測定に用いられるものと同じ原則を用いて再保険資産を測定する。</p> <p>再保険資産は、法律上の要件(legal requirements)を充たしていない限り、保険負債と相殺すべきではない。</p> <p>保険債務の履行、取り消し、又は失効しないかぎり、再保険の締結は、保険負債の認識の中止の要因にはならない。</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

	<p>購入された再保険契約から生ずる（再保険）資産の評価原則が変更され、再保険利益のみの計上が義務つけられ、ネガティブ・マージンの（認識）は禁止される。</p>
（情報）開示	<p>現行の IFRS4 及び USGAAP に含まれる既存のガイダンス（指針）から抽出される詳細な開示要請並びにガイダンス（指針）によって補完される 3 つのハイレベルな原則に従って、以下の情報の開示を企業に求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● （企業が発行した）保険契約の特性を説明する。 ● 保険契約から生じた財務諸表上の金額を特定しその内容を説明する。 ● 財務諸表利用者が、保険契約から生じるリスクの性質及び程度を評価することに役立つ説明をする。 <p>スタッフは多くの情報開示要件を提案したが、両審議会はこれに合意するに至らず、審議会メンバーの意見を参考にして提案を再検討するようスタッフに要請した。</p>
アンバンドリング	<p><u>両審議会は、新たな保険会計基準で採用されるアプローチでは、保険者は「契約者が、保障された保険カバーを失うことなく、また、保険事故の発生という事実を待たずに、投資を償還、あるいは回収することが可能な場合、または給付額が、基本的には金融要因の変化に基づいて変動する場合には、契約をアンバンドルする」ことが義務付けられるという点で合意した。</u></p> <p>アンバンドリングが認識・測定に関して求められていない場合には、アンバンドリングは選択肢として認められない アカウント・ドリブン契約については、明確なアカウント残高がある場合にはアンバンドルされる。ED では、すべてのアカウント残高を、当該アカウントが明示的ではない場合も含め、アンバンドルされるべきかという設問を用意する予定である。</p>
変額及びユニット・リンク契約	<p>該当契約に関連する資産・負債は、保険者の資産又は負債として財務状態報告書に記載されるべきである。</p> <p>投資ファンドの連結の問題は、連結プロジェクトで議論されるべきである。</p>

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

<p><u>有配当保険契約</u></p>	<p><u>有配当性によるキャッシュフローは、基となる (host) 保険契約から独立して測定されるべきではなく、当該契約における全体としての期待キャッシュフロー (the overall expected cash flows) の一部とされるべきである。</u></p> <p><u>これらの契約の境界は、契約者がそれ以上の配当給付を受けられる権利を持たなくなった時点として定義する。</u></p>
<p>リスク調整</p>	<p>保険契約の測定に明示的リスク調整が含まれるべきだとすれば、かかるリスク調整額の測定は、測定技法として用いることが許可される技法の範囲が制限された状況で実施されるべきである。</p> <p><u>リスク調整の目的の表現については以下のようにすることで合意された。「最終的な履行キャッシュフローが予想を超過するリスクから解放されるために、保険者が合理的に支払うであろう最大の金額」</u></p> <p>許容技法として提案されている3つの技法（信頼区間、条件付テイル期待値、資本コスト）に関する適用ガイダンスが作成される予定である。EDには、どの技法を用いるべきかを評価するための基準が記載される。</p>

暫定的に相違している見解	IASB	FASB
測定目的・アプローチ及びリスク調整	<p>ビルディング・ブロックは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険者がその債務を果たすことにより生じると予想される将来キャッシュフローのバイアスのない確率加重平均 ● 貨幣の時間的価値の反映 (incorporation) ● 将来キャッシュフローの金額・時期に関する不確実性の影響についての保険者の見解に対応する、明示的且つ（報告日毎に）再測定されるリスク調整 ● 契約開始時の利益を解消する金額で、（上記の3つのブロックで算定される金額を）増分新契約費を控除した正味受取対価（保険料）に対して較正して算出されたもの <p>IAS37 に整合的であり、各報告日に再測定されるリスク調整額は、リスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう金額として定義される。</p>	<p>FASB は独立したリスク調整の認識を支持せず、2009年12月以前の立場に回帰した。</p> <p>FASBは最初の2つのビルディング・ブロックについてはIASB と合意しているが、IASB が支持するリスク調整及び残余マージンではなく、複合マージンを支持している。</p> <p>複合マージンには、IASB が支持する将来キャッシュフローの金額及び時期に関する不確実性の影響についての保険者の見解に対応する明示的に再測定されたリスク調整と、契約開始時の利益を解消する金額で、グロスの受取対価総額に対して較正して算出された金額の双方を含んでいる。</p>
再保険	再保険の出再手数料は、再保険者に支払われる出再保険料の減額として処理される。	再保険の出再手数料のうち新契約費を相殺する分だけ収入として処理し、その残余を支払い出再保険料の減額として分類する。

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

<u>有配当保険契約</u>	<u>裁量的有配当性保険契約と 同一の資産プールを共有す る有配当投資契約を、保険会 計基準の範囲に含める。</u>	<u>有配当性の投資契約は、金融 商品会計基準の範囲に含め る。</u>
----------------	--	--

下線部：最近の変化